

行政機構改革に伴う関係規程の整理等に関する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

行政機構改革に伴う関係規程の整理等に関する規程

(倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程の一部改正)

第1条 倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程(令和2年上下水道局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(局長の専決事項)</p> <p>第6条 局長の専決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公営企業に係る<u>研修計画</u>に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 固定資産の取得、管理及び処分並びに<u>金銭以外の寄附(負担付寄附を除く。)</u>の受贈に関すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>量水器の購入及び修理に係る入札参加資格に関すること。</u></p> <p>(7) <u>指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の指定に関すること。</u></p> <p>(8) <u>計理状況の報告に関すること。</u></p> <p>(9)～(17) 略</p> <p>(18) <u>予算の範囲内において一般会計から水道事業会計及び下水道事業会計へ繰り出す負担金、補助金及び出資金の執行に関すること。</u></p> <p>(19) 略</p>	<p>(局長の専決事項)</p> <p>第6条 局長の専決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>職員の公営企業に係る研修</u>に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>指定給水装置工事事業者及び排水設備工事指定業者の指定に関すること。</u></p> <p>(7)～(15) 略</p> <p>(16) 略</p>
<p>(工務課長の専決事項)</p> <p>第8条 工務課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の指導に関すること。</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(工務課長の専決事項)</p> <p>第8条 工務課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定給水装置工事事業者及び排水設備工事指定業者の指導に関すること。</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>

(公営企業の管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第2条 公営企業の管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成29年倉吉市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(補助執行等)

第2条 別表の左欄に掲げる市長の事務部局の長(会計管理者を除く。)並びに同表の中欄の課又は関金支所の長及び所属職員並びに検査専門監及び検査専門員は、公営企業の事務のうち同表の右欄に掲げる事務(以下「補助執行事務」という。)について補助執行を行う。

2 略

別表(第2条関係)

補助執行を行う事務

部等	課等	事務
総務部	総務課	1・2 略 3 公文書及び <u>保有個人情報の開示の総括</u> に関すること。
	情報政策課	1 庁内LANの運用管理に関すること。 2 電子計算組織の管理運営に関すること。
	略	
	検査専門監及び検査専門員	略
略		
会計管理者	会計課	1 物品(量水器を除く。)及び役務等に係る入札参加資格に関すること。

(補助執行等)

第2条 別表の左欄に掲げる市長の事務部局の長(会計管理者を除く。)並びに同表の中欄の課又は関金支所の長及び所属職員並びに検査専門員は、公営企業の事務のうち同表の右欄に掲げる事務(以下「補助執行事務」という。)について補助執行を行う。

2 略

別表(第2条関係)

補助執行を行う事務

部等	課等	事務
総務部	総務課	1・2 略 3 公文書及び <u>個人情報の開示の総括</u> に関すること。
	略	
	検査専門員	略
生活産業部	市民課	1 庁内LANの運用管理に関すること。 2 電子計算組織の管理運営に関すること。
略		
会計管理者	会計課	1 物品及び役務等に係る入札参加資格に関すること。

(倉吉市上下水道局文書取扱規程の一部改正)

第3条 倉吉市上下水道局文書取扱規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>倉吉市上下水道局における文書の取扱いに関しては、倉吉市文書取扱規程(平成19年倉吉市訓令第8号)の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同訓令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>第7条 <u>総務課法制係</u>、<u>市</u>業務課</td></tr> </table>	略	第7条 <u>総務課法制係</u> 、 <u>市</u> 業務課	<p>倉吉市上下水道局における文書の取扱いに関しては、倉吉市文書取扱規程(平成19年倉吉市訓令第8号)の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同訓令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>第7条 <u>法制係</u>、<u>情報処理</u>業務課</td></tr> </table>	略	第7条 <u>法制係</u> 、 <u>情報処理</u> 業務課
略					
第7条 <u>総務課法制係</u> 、 <u>市</u> 業務課					
略					
第7条 <u>法制係</u> 、 <u>情報処理</u> 業務課					

第3項	民課又は直接受領した課		第3項	係又は直接受領した課	
略			略		

(倉吉市上下水道局公印規程の一部改正)

第4条 倉吉市上下水道局公印規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電子公印) 第3条の2 略 2 電子公印を記録し、又は消去するときは、あらかじめ、業務課長及び情報政策課長（倉吉市事務分掌条例施行規則（昭和52年倉吉市規則第26号）第2条の2に規定する<u>情報政策課</u>の長をいう。）に協議しなければならない。 3・4 略</p>	<p>(電子公印) 第3条の2 略 2 電子公印を記録し、又は消去するときは、あらかじめ、業務課長及び<u>市民課</u>長（倉吉市事務分掌条例施行規則（昭和52年倉吉市規則第26号）第2条の2に規定する<u>市民課</u>の長をいう。）に協議しなければならない。 3・4 略</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。